

# 島根県農業技術センターにおける公的研究費の適正な管理・運営にかかる基本方針

平成28年4月1日制定  
島根県農業技術センター

この基本方針は、島根県農業技術センター（以下「センター」という。）における競争的資金等の使用に関し、地方自治法、地方公務員法及びその他の法令を遵守し、責任ある管理・監視体制を構築することにより、不正を防止し、適正な管理運営に資する体制を整える基準を明示するものである。

## （用語の定義）

この基本方針において使用する用語の定義は次のとおりとする。

### （1）競争的資金等

農林水産省又は農林水産省が所管する国立研究開発法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金。

### （2）構成員

センターに所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者。

### （3）不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

### （4）コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、センターが構成員に対し、自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任などを理解させるために実施する教育。

## 第1節 責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、次に掲げる責任者を置きその責任と権限を定める。

### 1 最高管理責任者

センター所長は、最高管理責任者として、センター全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負い、公的研究費の適正な管理・運営にかかる基本方針、不正防止計画並びに行動規範を策定する。

### 2 統括管理責任者

総務企画部長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、基本方針に基づき、不正防止計画等の実施状況を確認し、必要に応じて最高管理責任者に報告する。

### 3 コンプライアンス推進責任者

総務企画部企画調整スタッフ調整監は、センター内の各部における競争的資金等の運営・管理について把握し、以下の役割を担う。

（1）自己の管理監督または指導する部における対策の実施状況を確認し、必要に応じて統括管理責任者に報告する。

（2）自己の管理監督または指導する部内の競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。

### 4 責任体系の公開

上記責任体系について、センターホームページで公開する。

## 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

### 1 ルールの明確化・統一化

競争的資金等に係る事務処理手続きについて、「島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号）」、その他関係法令等に基づき適正に取り扱うものとし、競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対し周知徹底を図る（別紙：島根県農業技術センターに係る公的研究費に関する基本方針、不正防止計画等に係る関連法令・諸規程及び体系図参照）。

### 2 職務権限の明確化

競争的資金等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

#### （1）決裁方法

競争的資金等の事務処理に際して必要な決裁方法や決裁区分については、「島根県事務決裁規則（平成45年12月22日島根県規則第74号）」、その他関係法令等に基づき行う。

#### （2）事務分掌

最高管理責任者は、所掌事務を構成員に分担させる事務分掌を作成する。

### 3 研究員等の意識向上

研究員等に対して、競争的資金等については公的資金であり、研究機関において管理されるものであることを啓発するため、競争的資金等の運営・管理に関わる構成員を対象として、コンプライアンス教育を実施するとともに、受講者の受講状況及び理解度について把握する（様式1号）。

### 4 通報等の取り扱い

センター内外からの不正に関する情報の通報窓口を総務企画部総務管理課に設置する。

運用においては、「公益通報等に係る対応に関する要綱（平成18年10月13日施行）」、その他関係法令等に基づき、通報者の基本的人権を保護する。

通報等を受けた場合は、総括管理責任者に報告を行う。また、総括管理責任者は、通報等の内容を速やかに最高管理責任者に報告する。

また、違反行為があった場合の対応は、「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和27年6月1日島根県条例第8号）」、その他関係法令等に基づき行う。

## 第3節 不正防止計画の策定・実施

競争的資金等の不正を防止するため、最高管理責任者は、総括管理責任者に不正防止計画の策定を命ずるとともに、本計画の実施を指示する。

## 第4節 モニタリングの在り方

センター全体の視点から実効性のあるモニタリングは、内部監査に基づき実施する。

附則 令和元年5月1日 改正

## 研修評価表

研 修 名		
受 講 者 所 属		
受 講 者 氏 名		
日 時	令和 年 月 日 時 ~ 月 日 時	
場 所		
内 容 理 解 度 (該当番号に○)	1 とても良く理解できた 2 良く理解できた 3 理解できた 4 あまり理解できなかった 5 全く理解できなかった	
コンプライアンス に対する意識向上 評価 (10段階で記入)	研修前	
	研修後	
研修に対する意見・ 感想		